

角田市学校適正規模検討委員会の議事録作成等要領（案）について

角田市学校適正規模検討委員会の会議の運営及び議事録作成は、次の要領とする。

- 1 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長が委員に諮り、非公開とすることができる。
 - (1) 個人に関する情報で特定の個人を識別し得るものを扱う場合
 - (2) 政策形成過程における情報で公開することにより事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがある情報を扱う場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、非公開とすることに相当の理由がある場合
- 2 会議録の作成は、次に定めるところによる。
 - (1) 会議録は、発言者名を含め、発言の要旨を記録し、(株)東北議事録センターに作成を委託して作成し、会議に諮り、その内容を確認する。
 - (2) 会議録の公表は、前号に規定する確認後とする。

注意事項

学校適正規模検討委員会会議録作成にあたり

- ・ 質疑、意見を発言する方は、挙手の上、議長（委員長）が
発言者を指名いたしますので、マイクを通してご発言ください。